



## 相模原ゴルフクラブ利用約款

### (約款の制定と適用範囲)

第1条 当ゴルフ場の施設を利用される方は、会員、非会員を問わず快適で安全なプレーをお楽しみ頂くため、本約款及び当クラブの会則、規則、施行細則、理事会の決定、並びにJGA制定のゴルフ規則に従つて頂くことになります。

### (利用契約の成立)

第2条 当クラブの施設を利用される会員の方並びに会員が紹介して同伴される非会員の方はフロントに備えつけのサイレン伝票に自署していただきます。  
(住所・電話番号等を含む)これにより当クラブは署名者の施設ご利用をお引き受けいたすことになります。

### (施設利用の拒否)

第3条 当クラブは次の場合には施設の利用並びに利用の継続をお断りします。

- 暴力団等反社会的勢力に所属していることが判明したとき(これに準ずると認めた者を含む)
- 受付料数が満員となりスタート時間に余裕のないとき
- 当クラブにおいてプレーされる会員同伴のゲストの年齢は18歳以上の方(会員が登録された会員家族については中学生以上)に制限しています。
- プレーはプレーヤーの複数を以ってコースを使用することができるが、セルフバッグによるプレーは許可のある場合を除き禁止しております。
- 技術が著しく未熟であって、他のプレーに迷惑をかけたとき。
- ルール、マナー及び警告を無視してスロープレーを改めないととき。
- 利用者が公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなした場合または、なす恐れがあると認められるとき。
- 天災その他やむを得ない事情によりクローズするとき。
- その他本約款に違反した場合、並びに当クラブの施設を利用してなされることが好ましくない事由があるとき。

### (非会員の利用と非会員への周知徹底のお願い)

第4条 非会員のゴルフ場内における行為は、同伴若しくは紹介会員の行為と見做し、本約款に違反した場合は全て、同伴若しくは紹介会員が責任を負って頂きます。会員は本約款の内容を同伴若しくは紹介で利用する非会員に対して周知徹底頂くようご協力願います。

### (休場日、開場時間)

第5条 当クラブの休場と開場時間は所定の規程によりますがあらかじめ変更することがあります。

### (危険防止)

第6条 ゴルフは時に大変危険な事故を伴う場合がありますので、プレーヤーは、エチケット、マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず全て自己の責任でプレーして頂きます。万一、プレーヤー中に他のプレーヤーに損傷を与えた場合、プレーヤー自身の責任において解決して頂くことになりますので、充分ご注意下さい。特に次の事項を遵守してプレーして頂きます。

#### 1. (素振り)

素振りはティイングエリア内の打席又は指定された場所以外では行わないで下さい。打順以外のプレーヤーはティイングエリアに立ち入らないで下さい。

#### 2. (距離の確認)

先行組に対して、後続組のプレーヤーはキャディのアドバイスの如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して、先行組に打ち込まないよう注意して下さい。

#### 3. (キャディ及びフォアキャディの合図)

キャディ及びフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離より前に進したと判断される合図ですが、合図があつても打者は自己的飛距離を判断して安全確認の上、打球をして下さい。

#### 4. (打者の前方に出ないこと)

同伴プレーヤーは、打者の前方に絶対に出ないで下さい。また他のプレーヤーの打球に充分注意して打球して下さい。

#### 5. (隣接ホールへの打ち込み)

隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し、慎重に打球して下さい。一方隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図してお詫びし、邪魔にならないよう打球とともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけ、危険のないことを確認して打球して下さい。

#### 6. (退避)

後続組に対して打球させる時は、先行組のプレーヤーは後続組のプレーヤー全員が打ち終わるまで、安全な場所に退避して下さい。

#### 7. (ホールアウト後の退出)

ホールアウトした後は直ちにグリーンエリアを去り、後続組の打球に注意しながら安全な場所を通り、安全なホールに進んで下さい。

#### 8. (雷光・雷鳴があった場合)

雷光や雷鳴がありプレー中断のサイレンが鳴ったときは、直ちにプレーを中止し、退避所等安全な場所に避難して下さい。

### (エチケット・マナーの遵守)

第7条 紳士・淑女の皆さん誰もが楽しいゴルフライフをごすごすことができますよう、別に定める当クラブの「エチケット・ノート」の内容に従つて下さい。

### (火気使用の禁止)

第8条 コース内やクラブハウス内の喫煙は所定場所以外は厳禁とします。煙草の吸殻、マッチの燃え殻は必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

### (ラウンド順路)

第9条 プレーヤーはそれぞれ自分がスタートしたコースを1ラウンドされるまでは他のコースをラウンドできませんが、1ラウンドされた後、引き続きラウンドされる場合はプレーヤーの任意となります。

### (クラブ等の確認)

第10条 プレー終了後はクラブ等を点検、本数を確認して伝票にサインをして下さい。確認後のクラブ等の

不足、瑕疪等について、当クラブは責任を負いません。

### (宅急便の取扱い)

第11条 宅急便によるゴルフバッグ、手提げバッグ、シューズケース等の取り次ぎは致しますが、お取次ぎ中の物品についての紛失、損害については、当クラブでは責任を負いません。

### (金品その他貴重品)

第12条 金品その他貴重品については貴重品ロッカーをご利用頂くかフロントにお預け下さい。ロッカーライ、浴場、コース内等で盗難もしくは紛失等の事故があつても当クラブでは一切の責任を負いません。フロントでの預かり品は預かり証の持参人に、預かり証を引き換えてお返し致します。預かり証を紛失した場合は速やかに届出願います。

### (ロッカーライの使用・鍵)

第13条 ロッカーライは、使用中完全にロックされていることを確認願います。フロントでお受け取りになった鍵付きオフラーは紛失せぬよう常時携行下さい。専用の鍵をお持ちの方はロッカーライに鍵をお預け下さい。

### (駐車場)

第14条 自動車は所定の場所に白線に沿つて正しく駐車してください。駐車場での自動車の盗難、損害または自動車事故等については当クラブでは責任を負いません。

### (忘れ物)

第15条 忘れ物の保管期限は発見日から6ヶ月とし、その間に自己の所有物であることが証明されたときは、その方に引き渡すものとします。また保管期限を過ぎたものは当方にて処分させて頂きます。

### (約款違背の場合の責任)

第16条 利用者がこの約款に違反して、第三者に損害等の事故を発生させた場合は、利用者自身が損害の被害を受けた場合は、当クラブは一切の損害賠償等の責任は負いません。

### (損害賠償の責任)

第17条 利用者の故意または過失により、当クラブの施設、従業員、車両等に損害を与えた場合、その損害を賠償して顶きます。

### (施設内の持ち込みの禁止)

第18条 施設内への次の品の持込は禁止します。

#### 1. 動物のペット類

2. 著しく悪臭を放つもの  
3. 鉄砲刀剣類  
4. 火薬、揮発油等発火、爆発等の危険性のあるもの  
5. 騒音を発するもの  
6. その他法令で所持を禁止されているもの

### (行為の禁止)

第19条 施設内での次の行為は禁止します。

1. 賭博、その他風紀をみだす行為
2. 当クラブが許していない物品販売、宣伝広告等の行為
3. 利用者以外のコース内立入り(特別許可する場合を除く)
4. 所定場所以外での携帯電話の使用
5. 他人に迷惑を及ぼし、不快感を与えるハラスマント行為

### (非会員の債務の保証)

第20条 会員が同伴又は紹介した利用者(非会員)が当クラブに対して負担するゴルフ場利用に伴う一切の債務、及びその利用者が当クラブに支払った損害金の支払い債務については、会員は利用者の履行につき、利用者と連帯して保証して頂きます。

### (個人情報の取扱い)

第21条 1) 当クラブは、予約時点で電話・ファックス・電子メール等で頂いた個人情報を、プレー当日に署名簿に署名頂きました個人情報につきましては、当クラブの「個人情報に関する基本方針」に則り、安全に管理致します。  
2) 当クラブでは、ご利用頂きましたお客様に対し、当クラブのイベント情報・営業案内等を郵便・ファックス・電子メール等でご案内する場合があります。

### (本約款の変更手続き)

第22条 本約款は会社とクラブ理事会が協議の上これを変更することができます。

### (その他)

第23条 その他会則、本約款に定めのない事項はゴルフプレーの精神に則り、信義、誠実の原則に従つて解決されるものとする。

### (付 則)

本約款は、2019年7月30日から施行する。



## カート利用約款（準則）

### 第1章 総則

#### (本約款の目的)

第1条 本約款は、相模原ゴルフクラブ(以下「本クラブ」)の電磁誘導式カート(以下「カート」)の利用に関する準則を定め、以て、施設利用者及び施設就業者の安全並びに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期することを目的とします。

#### (本準則の遵守)

第2条 カートの発信と停止の操作(リモコン及びカート本体にあるスタート・ストップボタンの操作)を行う者(以下「操作者」)及び当該カートの同伴者(以下「同伴者」)と称し、操作者及び同伴者を総称して「利用者」)は、カート利用に関して、本準則を遵守する義務を負います。なお、本クラブではカート利用に際して、基本的にキャディ付きプレーとなり、カートの一切の操作はキャディが行いますので、全プレーは同伴者の扱いとなります。場合によって、セルフプレーをお願いすることがあります。その場合、プレー自身が操作者あるいは同伴者の扱いとなりますので、各々の約款の扱いを十分に理解した上で本約款を遵守してください。

### 第2章

#### (係員の指示)

第3条 利用者は、カートの操作に際し、係員が指示した事項に従つて、その指示に従つてください。

#### (走行場所)

- 第4条 1. カートはゴルフ場施設内のカート用道路以外の場所で走行させないでください。  
2. やむを得ない事情によりカートを所定のカート用道路以外の場所で走行させる必要がある場合には、ただちに係員に連絡し、カートの移動は係員によつて行います。

#### (安全操作義務)

第5条 操作者は、当該カートの装置を確実に操作して、周囲の状況に応じ、他の人身に対する危害、あるいは施設に対する損傷を及ぼさないよう次の事項を遵守してください。

#### (1) 操作開始の際の注意事項

- (イ) カートの操作の開始は、必ず係員の指示に従つて行ってください。  
(ロ) 操作の開始に際しては、必ずリモコン及びカート本体にあるスタート・ストップボタン、その他の装置が正常に作動することを確認してください。  
(ハ) 発進は、必ずカート前後の安全を確認したうえで行ってください。

#### (2) 走行の際の注意事項

- (イ) カート用道路の走行に際し、走行方法等の標示(自動停止位置、交差点注意、自走経路標示等)があるときは、これに従つて操作してください。  
(ロ) カートの位置と前後の安全を確認しながら操作してください。  
(ハ) カート用道路と管理用道路、及び進入路の交差点は十分に注意してください。

#### (3) 停止等の注意事項

- (イ) カートは、斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性のある場所には停止させないでください。  
(ロ) カートを停止させるときに、フロントバンパーを蹴って停止せたり、障害物センサーの前に立って停止せることは絶対にしないでください。

#### (4) 同伴者の注意事項

第6条 操作者以外(キャディ付きプレーの場合はキャディ以外)の利用者はカートの利用に際し次の事項を遵守してください。カートの利用に際し次の事項を遵守してください。

- (1) カートの走行路装置(電源、スタート・ストップボタン等)には緊急時以外、手を触れないでください。  
(2) カートが発進、及び停止する際、あるいはカートが起伏する場所、上下勾配所、曲折した場所付近に転落等の危険を伴う場所を走行する際は、必ず把持部分(アームレスト、アシストグリップ等)に掴まつてください。  
(3) カートの走行中は、カートから身体、衣服、用具等がはみ出さないよう留意してください。  
(4) カートの前後には立ったり、近づいて歩かないでください。  
(5) 走行中のカートの前を歩いたり、直前を横切らないでください。  
(6) カートは急停止する場合がありますので、すぐ後をついて歩かないでください。また、停車中のカートの後に立つときは、後続カートが来ますので注意してください。  
(7) カートへの乗車は定員を守ってください。

### 第3章 その他

#### (利用の中止等)

第7条 1. 利用者に次の事項がある場合には、当該利用者につき操作を禁止し、カート利用を中止し、あるいは施設利用を中止して顶くことがあります。  
2. 操作者に操作技術がないことが判明したとき  
3. 利用者に本約款あるいはその他の規定に反する行為があつたとき  
4. 前項の事由にかかる他の利用者についても、前項の禁止なしに中止措置を取らせて顶くことがあります。

#### (事故の場合は責任等)

- 第8条 1. 操作者がカートの操作に際し、故意または過失により人身に危害を及ぼし、あるいは施設(カート、その他の施設内の物品を含む)に損害を及ぼす事故(以下「カート事故」)を生じた場合には、被害者に対し、これに生じた損害を賠償をして顶きます。  
2. 操作者以外の利用者が、故意または過失により、カート事故を生じ、またはカート事故を誘発した場合には、当該カート事故の態様に応じ、操作者と連帯してあるいは単独にて、被害者に対し、これにより生じた損害を賠償して顶きます。  
3. カートの利用者がカート事故の被害者となつた場合において、当該利用者が本約款に反する行為があつた場合には、事情に従い、その損害賠償請求の全部または一部について、過失相殺により免責されることがあります。

#### (本約款の改正)

- 第9条 1. 本約款は、必要に応じクラブ理事会の承認を経て改定することができます。  
2. 本約款の改定は、クラブ施設内に1か月以上の期間、改定事項を掲示することによって公示します。  
3. 本約款の改定の効力は、前項の公示を開始したときに行います。